

# 山梨県公報

第千五百五十六号

平成十七年

三月二十四日

木曜日

山梨県立看護大学短期大学部行政文書管理規程を廃止する規程……………二〇二  
**告 示**  
山梨県告示第百四十四号  
救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により  
認定された次の救急病院から同項の申出の撤回の届出があった。  
平成十七年三月二十四日  
山梨県知事 山 本 栄 彦

## 目 次

救急病院等の申出の撤回の届出……………	一八一
救急病院等の認定……………	一八一
山梨県水道施設事業費補助金交付規程を廃止する告示……………	一八一
保安林の指定の予定(三件)……………	一八二
道路の路線名の変更……………	一八三
道路の区域変更(六件)……………	一八三
道路の供用開始(二件)……………	一八五
河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議(二件)……………	一八五
山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定の一部改正……………	一八六
換地計画の適当決定……………	一八六

## 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)……………	一八六
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………	一八七
特定計量器の定期検査の実施……………	一八七
大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………	一八九
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名等の変更の届出……………	一八九
大規模小売店舗内の店舗面積の合計及び施設の配置に関する事項の変更の届出……………	一八九
土地区画整理組合の事業計画の変更認可(三件)……………	一九〇
開発行為に関する工事の完了について(三件)……………	一九一
公安委員会……………	一九一
山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………	一九二
信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………	一九二

## そ の 他

山梨県立看護大学行政文書管理規程を廃止する規程……………	二〇二
------------------------------	-----

一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
上野原町立病院	北都留郡上野原町上野原三千百九十五番地

二 撤回年月日  
平成十七年二月十二日

### 山梨県告示第百四十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規程により、次の病院を救急病院として認定した。  
平成十七年三月二十四日  
山梨県知事 山 本 栄 彦

### 一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
上野原市立病院	上野原市上野原三千百九十五番地

### 二 認定期間

平成十七年二月十三日から平成二十年二月十二日まで

### 山梨県告示第百四十六号

山梨県水道施設事業費補助金交付規程を廃止する告示を次のように定める。  
平成十七年三月二十四日  
山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県水道施設事業費補助金交付規程を廃止する告示

山梨県水道施設事業費補助金交付規程（昭和三十八年山梨県告示第二百十九号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

1 この告示は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に、この告示による廃止前の山梨県水道施設事業費補助金交付規程第四条の規定に基づき補助金交付申請書を提出し、かつ、交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

山梨県告示第四百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十七年三月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

山梨市三富上釜口字西ノ平一の一、三富下釜口字加久保四八二の四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字西ノ平一の一・字加久保四八二の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬい。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第四百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十七年三月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

韮崎市岩下字榎ノ木八四四の五、字前田一一五六

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第四百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十七年三月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

北杜市大泉町西井出字石堂八二四〇の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**山梨県告示第百五十号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条の規定により認定した道路の路線名を次のとおり変更する。

平成十七年三月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

路線番号	新旧の別		道路の種類	路線名	備考
	新	旧			
2			県道	山梨御坂線	
1			県道	山梨御坂線	
1			県道	山梨笛吹線	

**山梨県告示第百五十一号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十七年四月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年三月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 一般国道  
二 路線名 一三七号  
三 道路の区域

区間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
笛吹市大字御坂町上黒駒字桂野大道下一八四三番の二地先から 笛吹市大字御坂町上黒駒字白山一七九五番の二地先まで			一〇・〇 一四・七	一一三三・〇
	二二・八			二二三・〇

三八・七

**山梨県告示第百五十二号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十七年四月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年三月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道  
二 路線名 一宮山梨線  
三 道路の区域

区間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
笛吹市大字一宮町坪井字宮岸九五番の二地先から 笛吹市大字石和町川中島字松葉畑東町一〇六九番の二地先まで			七・〇 二六・五	五四四・〇
			七・〇 二六・五	五三四・〇
笛吹市大字一宮町坪井字宮岸九五番の二地先から 笛吹市大字石和町川中島字松葉畑東町一〇六九番の二地先まで			七・〇 二八・五	五四四・〇
			七・〇 二八・五	五三四・〇

**山梨県告示第百五十三号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十七年四月十四日まで一般の縦覧に供する。  
平成十七年三月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 白井河原八田線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
東八代郡中道町大字白井字元河原一九四一番の一地先から 笛吹市大字石和町河内字宮窪二三四番地先 まで	五・六	五・六	一四・四	一九四〇・〇
	一四・四	二七・〇		
	一一・〇	一一・〇	三三・五	一三九〇・〇

**山梨県告示第百五十四号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年四月十四日まで一般の縦覧に供する。  
平成十七年三月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 箕輪須玉線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
北杜市須玉町大字六平字蟹坂一一〇〇番の 一地先から 北杜市須玉町大字六平字宮田五五四五番地 先まで	四・七	四・七	九・五	一三三八・〇
	九・五	一〇・〇		
	一一・〇	一一・〇	三三・五	一三三八・〇

二二・〇

**山梨県告示第百五十五号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十七年四月十四日まで一般の縦覧に供する。  
平成十七年三月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
上野原市大字秋山字古口五〇九四番地先から 上野原市大字秋山字古口五〇八六番の二地 先まで	二二・一	二二・一	二七・八	七三・九
	二七・八	四二・一		
	二二・一	四二・一	五三・四	七三・九

**山梨県告示第百五十六号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十七年四月十四日まで一般の縦覧に供する。  
平成十七年三月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 富士河口湖富士線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
	一一・〇	一一・〇	三三・五	一三三八・〇

南都留郡富士河口湖町大字船津字登り道三 四三四番の一地先から 南都留郡富士河口湖町大字船津字登り道三 四三三番の一地先まで		新	旧
		六・六 三六・〇	六・六 二五・〇
		三九・〇	三九・〇

**山梨県告示第百五十七号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十七年四月十四日まで一般の縦覧に供する。  
平成十七年三月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	四一一号	塩山市大字上萩原字萩原山四七 八三番の一地先から 塩山市大字上萩原字萩原山四七 八三番の八〇〇地先まで	一四二六・〇	平成十七年 三月二十五 日

**山梨県告示第百五十八号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十七年四月十四日まで一般の縦覧に供する。  
平成十七年三月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	白井河原八 田線	笛吹市大字石和町四日市場字白 山町一六九二番の一地先から 笛吹市大字石和町四日市場字白 山町一六八九番地先まで	六一・〇	平成十七年 三月二十四 日

**山梨県告示第百五十九号**

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県土木部治水課及び峡南地域振興局身延建設部に備え置いて縦覧に供する。  
平成十七年三月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 河川の名称 富士川水系 根熊川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 右岸堤防
- 三 河川管理施設の位置 南巨摩郡南部町大字富士字東根熊二万四千四百五十九の一番地先から二万四千四百五十六の一番地先まで
- 四 管理を行う者の氏名及び住所
  - 1 氏名 南部町長 小沢介三
  - 2 住所 南巨摩郡南部町富士二万八千五百五の二番地
- 五 管理の内容
  - 1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
  - 2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一・〇メートルまでの範囲内にあるものについての維持
  - 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧
  - 六 管理の期間 平成十七年三月二十四日から道路を廃止するとき、又は堤防の公用地を廃止するときまで

**山梨県告示第百六十号**

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県土木部治水課及び峡南地域振興局身延建設部に備え置いて縦覧に供する。  
平成十七年三月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 河川の名称 富士川水系 福士川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 右岸堤防
- 三 河川管理施設の位置 南巨摩郡南部町大字富士字東根熊二万九千四百四十二の四番地

先から二万四千四百五十九の一番地先まで

四 管理を行う者の氏名及び住所

1 氏名 南部町長 小沢介三

2 住所 南巨摩郡南部町福土二万八千五百五の二番地

五 管理の内容

1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一・〇メートルまでの範囲内にあるものについての維持

3 原則として道路専用施設に係る災害復旧

六 管理の期間 平成十七年三月二十四日から道路を廃止するとき、又は堤防の公用を廃止するときまで

山梨県告示第六十一号

山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定（平成四年山梨県告示第百十五号の二）の二部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から適用する。

平成十七年三月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

二の4中「東山梨郡牧丘町及び三富村、」を削り、二中13を削り、14を13とし、15を14とし、16を15とする。

山梨県告示第六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、上野原市大野四千七百八十八番地小俣宏之ほか二十八人から認可申請のあった土地改良事業（岩下地区）の換地計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。

平成十七年三月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成十七年三月二十五日から同年四月二十一日まで

三 縦覧場所

上野原市役所

四 異議申立期間

平成十七年四月二十二日から同年五月十八日まで

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十七年三月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあった年月日 平成十七年三月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 ハケ岳コミュニティ放送

2 代表者の氏名 古屋榮和

3 主たる事務所の所在地 北杜市長坂町渋沢九百十番地

4 定款に記載された目的

この法人は、主にハケ岳南麓地域に住む人々に対して、ラジオ放送に関する事業を行い、きめ細かな地域情報や行政・生活情報などの発信基地、災害時・緊急時の住民の安全確保に向けての情報伝達基地、そして住民参加の放送局として活力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十七年三月二日から同年五月一日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十七年三月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあった年月日 平成十七年三月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

- びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人 なごみの輪
  - 2 代表者の氏名 後藤英美子
  - 3 主たる事務所の所在地 南都留郡忍野村千百八十九番地三
  - 4 定款に記載された目的  
この法人は主に忍野村村民に対して、子育て支援に関する事業及び介護・自立生活のための支援事業、地域の活性化に関する事業を行い、もって広く公益に貢献することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十七年三月十日から同年五月九日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請  
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
平成十七年三月二十四日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 申請のあった年月日 平成十七年二月二十八日
  - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
    - 1 名称 特定非営利活動法人 災害危機管理システム Earth
    - 2 代表者の氏名 石原顕正
    - 3 主たる事務所の所在地 甲府市池田二丁目十五番十九号
    - 4 定款に記載された目的  
この法人は、県内および国内での大規模災害等の発生に備え、防災、災害の危機管理に関する事業を行い、災害時における支援システム構築を広く社会に啓蒙し、社会福祉の向上および共生社会実現に向けて貢献することを目的とする。
  - 三 縦覧期間 平成十七年三月一日から同年四月二十八日まで

● 特定計量器の定期検査の実施  
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、平成十七年度前期特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。  
平成十七年三月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

対象となる特定計量器	検査年月日	検査時間	検査場所	区域
非自動はかり（計量法施行令（平成五十九号）第五十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。分銅及びおもり	平成十七年四月二十一日	午前十時から午後三時まで	J Aこま野西野共選所	南アルプス市
	平成十七年四月二十二日	同	J Aこま野百田支所ふれあいセンター	同
	平成十七年四月二十三日	同	J Aこま野在家塚共選所	同
	平成十七年四月二十五日	同	J Aこま野八田共選所	同
	平成十七年四月二十六日	同	J Aこま野櫛形共選所	同
	平成十七年四月二十七日	同	南アルプス市役所白根支所	同
	平成十七年四月二十八日	同	同	同
	平成十七年五月九日	同	南アルプス市役所若草支所	同
	平成十七年五月十日	同	南アルプス市役所甲西支所	同
	平成十七年五月十一日	同	同	同
	平成十七年五月十二日	午前十時から正午まで	芦安健康管理センター	同
	平成十七年五月十六日	午前十時から午後三時まで	南アルプス市役所西別館	同
	平成十七年六月六日	同	竜王北部公民館	甲斐市（

同	平成十七年七月五日	午前十時半から正午まで	上野原市役所甲東支所	上野原市(旧秋山村を除く)	同
	平成十七年六月二十九日	同	丹波山村役場	丹波山村	
	平成十七年六月二十八日	午前十時半から午後三時まで	小菅村役場	小菅村	
	平成十七年六月二十二日	午前十時から午後三時まで	玉穂町役場	玉穂町	
同		午後一時半から三時まで	J A 中巨摩東部西条支所	同	
	平成十七年六月二十一日	午前十時から正午まで	昭和町中央公民館	昭和町	
同		午後一時半から三時まで	J A 中巨摩東部田富支所	同	
	平成十七年六月二十日	午前十時から正午まで	J A 中巨摩東部小井川支所	田富町	
	平成十七年六月十三日	午前十時から午後三時まで	甲斐市役所敷島支所	同	
同		午後一時半から三時まで	甲斐市役所敷島支所吉沢出張所	同	
	平成十七年六月八日	午前十時から正午まで	甲斐市役所敷島支所睦沢出張所	同	
	平成十七年六月七日	同	竜王中部公民館	同	
				旧双葉町を除く)	

  

皮革面積計	平成十七年七月十三日から平成十八年三月三十一日まで(県の休日を除く)	午前九時から午後四時まで	特定計量器の所在の場所(ただし、平成十七年七月十二日までに検査を受けなかった場合に限る。)	山梨県計量検定所(ただし、平成十七年七月十二日までに検査を受けなかった場合に限る。)	甲府市を除く県下全域
	平成十七年七月十三日から平成十八年三月三十一日まで(県の休日を除く)	午前九時から午後四時まで	特定計量器の所在の場所(ただし、平成十七年七月十二日までに検査を受けなかった場合に限る。)	山梨県計量検定所(ただし、平成十七年七月十二日までに検査を受けなかった場合に限る。)	甲府市を除く県下全域
	平成十七年七月十一日	午前十時半から午後三時まで	上野原町商工会館	同	
	平成十七年七月十二日	同	上野原市役所	同	
	平成十七年七月七日	午後一時半から正午まで	上野原市役所大目支所	同	
	同	午後一時半から三時まで	上野原市役所西原支所	同	
	平成十七年七月六日	午前十時半から正午まで	J A クレイン柵原支店	同	
	同	午後一時半から三時まで	上野原市役所西原支所	同	
	平成十七年七月七日	午前十時半から正午まで	上野原市役所巖支所	同	
	同	午後一時半から三時まで	上野原市役所大目支所	同	
	平成十七年七月十一日	午前十時半から午後三時まで	上野原町商工会館	同	
	平成十七年七月十二日	同	上野原市役所	同	
	平成十七年七月十三日から平成十八年三月三十一日まで(県の休日を除く)	午前九時から午後四時まで	特定計量器の所在の場所(ただし、平成十七年七月十二日までに検査を受けなかった場合に限る。)	山梨県計量検定所(ただし、平成十七年七月十二日までに検査を受けなかった場合に限る。)	甲府市を除く県下全域

通商産業省令第七十号(第二十九条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。)

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により笛吹市から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十七年四月二十四日まで縦覧に供する。

平成十七年三月二十四日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称 アピタ石和店

2 所在地 笛吹市石和町窪中島字新開町百五十四番外

二 届出の内容及び公告日

1 内容 新設

2 公告日 平成十六年十一月一日

三 意見の概要

駐車場出入口における交通誘導及び交通整理について

● 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名等の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十七年七月二十四日まで縦覧に供する。

平成十七年三月二十四日

一 届出者の氏名又は名称及び住所

山梨県知事 山本 栄彦

氏名又は名称	住 所
株式会社富士急ハイランド 代表取締役 小泉孝範	富士吉田市新西原五丁目六番一号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 富士急ハイランド

(二) 所在地 富士吉田市新西原五丁目五千五百九十七 五

2 変更した事項

変更事項	変更後の氏名又は名称	変更後の住所
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所	株式会社富士急ハイランド 代表取締役 小泉孝範	富士吉田市新西原五丁目六番一号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所	株式会社富士急ハイランド 代表取締役 小泉孝範	富士吉田市新西原五丁目六番一号
	株式会社日富商会 代表取締役社長 亀村勝治	東京都練馬区桜台二丁目十三番十五号 百二十
	有限会社川井売店 代表取締役 川井正雄	富士吉田市竜ヶ丘二丁目二番十九号

3 変更の年月日

平成十六年六月二十四日

三 届出年月日

平成十七年三月九日

● 大規模小売店舗内の店舗面積の合計及び施設の配置に関する事項の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十七年七月二十四日まで縦覧に供する。

平成十七年三月二十四日

一 届出者の氏名又は名称及び住所

山梨県知事 山本 栄彦

氏名又は名称	住 所

株式会社富士急ハイランド 代表 富士吉田市新西原五丁目六番一号  
取締役 小泉孝範

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 富士急ハイランド
- (二)所在地 富士吉田市新西原五丁目五千五百九十七 五
- 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	千三百五十六平方メートル	千八百九十九・二四平方メートル
駐車場の収容台数	六十台	八十台

3 変更する年月日

- 平成十七年十一月十日
- 届出年月日
- 平成十七年三月九日

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可  
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

平成十七年三月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 組合の名称  
都留市田原土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地  
都留市上谷一丁目一番一号 都留市役所内
- 三 施行地区  
都留市大字田原二丁目の一部
- 四 設立認可の年月日  
平成十一年十一月八日
- 五 変更後の事業施行期間

平成十一年度から平成十七年度まで  
変更認可の年月日  
平成十七年三月二十四日

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可  
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

平成十七年三月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 組合の名称  
富士吉田市向海土地区画整理組合
  - 二 事務所の所在地  
富士吉田市下吉田千八百四十二番地 富士吉田市役所内
  - 三 施行地区  
富士吉田市小見字海端、小原、御伊勢山及び丸の各一部
  - 四 設立認可の年月日  
平成二年十二月五日
  - 五 変更後の事業施行期間  
平成二年度から平成十七年度まで
  - 六 変更認可の年月日  
平成十七年三月二十四日
- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可  
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

平成十七年三月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 組合の名称  
富士吉田市田端土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地  
富士吉田市下吉田千八百四十二番地
- 三 施行地区  
富士吉田市下吉田字田端及び字一メ目の各一部
- 四 設立認可の年月日

- 平成十一年三月十八日
- 五 変更後の事業施行期間  
平成十年度から平成十七年度まで
- 六 変更認可の年月日  
平成十七年三月二十四日

● 開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。  
平成十七年三月二十四日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
中巨摩郡玉穂町井之口字中通五五九の五の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市後屋町五百五十六番地の一 サンウィレッジゴトウA棟二〇一 今井貴史・今井まき

● 開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。  
平成十七年三月二十四日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
中巨摩郡田富町西花輪字飛石一九四〇の三の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
中巨摩郡田富町東花輪千百一番地 県営山王団地六号棟五〇二号室 保坂憲一郎

● 開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。  
平成十七年三月二十四日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
中巨摩郡昭和町西条新田字村北七九八の三、八〇三の一、八〇八の一、八〇九、八

- 一〇及び八一二の一の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市室一丁目二十一番二十九号 山梨トヨタ自動車株式会社 代表取締役社長 桜井洋

### 公安委員会

#### 山梨県公安委員会規則第五号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成十七年三月二十四日

山梨県公安委員会  
委員長 吉 泉 信 一

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則  
山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。  
第八条の二の表に次のように加える。

二十一 県道甲斐芦安線	山梨県甲斐市大字竜王字新堰橋一、三七〇番の一地先から山梨県南アルプス市大字上高砂字四番下六三〇番地先まで
二十二 県道南アルプス甲斐線	山梨県南アルプス市大字上今諏訪字秋宮四五〇番の一地先から山梨県南アルプス市大字野牛島字横堰下一、四二二番の一地先まで
二十三 市道八田一六二号線	山梨県南アルプス市大字徳永字下反保一、一八八番地先から山梨県南アルプス市大字徳永字下河原一、三七二番地先まで

#### 附 則

- (施行期日)
- 1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行日前にこの規則による改正後の山梨県道路交通法施行細則（以下、「新細則」という。）第八条の二の表に掲げる道路を通行した自動車についての新細則の適用については、なお従前の例による。

山梨県公安委員会告示第二十一号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定に告示する。

平成十七年三月二十四日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

別表第十七中

八七四	市道	斐崎市水神一丁目三番先（斐崎市役所南東交差点）から斐崎市水神一丁目二番二二三号先（柳本五郎方南側）までの両側	一一七	車両	終日	斐崎	五九・一〇・八四七号
-----	----	--	-----	----	----	----	------------

八七四	市道	斐崎市水神一丁目三番一先（斐崎市役所南東交差点）から斐崎市水神一丁目二番二二三号先（柳本方南側）までの両側	一一七	車両	七時から二時まで	斐崎	平成十七年三月二四日告示第二一号
-----	----	---	-----	----	----------	----	------------------

八九八	市道	都留市つる四丁目一一二番地の一先（都留IC南側）から都留市四日市場四七七番地の五先（酒井敏夫方北	一一〇〇	車両	終日	都留	五九・一二・六五九号
-----	----	--	------	----	----	----	------------

八九九	市道	東桂古川渡線（中央道側道）	側）までの両側	三、〇七〇	車両	終日	都留	平六・一〇・一三〇告示第四二号
-----	----	---------------	---------	-------	----	----	----	-----------------

八九八	削除					都留	平成十七年三月二四日告示第二一号	
八九九	市道東桂古川渡線（中央道側道）	都留市つる五丁目五番一先（つる五丁目交差点）から都留市つる五丁目一番七五号先（谷村高架橋下交差点）までの両側		五〇〇	車両	終日	都留	平成十七年三月二四日告示第二一号

九〇六	町道	中巨摩郡白根町飯野三、四四七番地先（斉藤孝司方前）から中巨摩郡白根町飯野二、八九八番地の四先（桃源文化会館駐車場先）までの両側		一一三〇	車両	終日	小笠原	六〇・八一・二八号
-----	----	---	--	------	----	----	-----	-----------

九〇六	削除				南ア ルプ ス	平成一七 年三月二 四日 告示第二 一号
-----	----	--	--	--	---------------	----------------------------------

九一六	町道 子新田 線	南巨摩郡南部町 南部九、三四二 番地先(ドライ ブイン国道五二 号線)から南巨 摩郡南部町南部 九、一七四番地 先(昭南橋北詰 )までの両側	三二〇	車両	終日	南部 六〇・九 ・二六 三五号
-----	----------------	--	-----	----	----	--------------------------

九一六	削除				南部	平成一七 年三月二 四日 告示第二 一号
-----	----	--	--	--	----	----------------------------------

九五二	県道 富士上 吉田線	富士吉田市上吉 田一、〇九三番 地先(富士浅間 神社東交差点) から富士吉田市 上吉田五、六〇 一番地先(中の 茶屋)までの両 側	四、六〇〇	車両	終日	富士 六〇・一 二・二二 吉田 四七号
-----	------------------	---	-------	----	----	---------------------------------

九五二	削除				富士 吉田	平成一七 年三月二 四日 告示第二 一号
-----	----	--	--	--	----------	----------------------------------

九六一	町道	中巨摩郡玉穂町 成島一、六七六 番地の二先(成 島交差点)から 中巨摩郡玉穂町 中楯九一番地の 一先(ホンダス ーパー山梨)ま での両側	八五〇	車両	終日	南甲 府 六一・二 〇 五号
-----	----	--	-----	----	----	----------------------------

九六一	削除				南甲 府	平成一七 年三月二 四日 告示第二 一号
-----	----	--	--	--	---------	----------------------------------

九七四	村道 一二号 線	中巨摩郡八田村 六科四六五番地 先(御勅使南公 園入口交差点) から中巨摩郡八 田村六科八四一 番地先(御勅使 南公園南西角) までの両側	六〇〇	車両	終日	小笠 原 平九・三 ・二四 告示第二 〇号
-----	----------------	---	-----	----	----	--------------------------------------

九八四	町道	北巨摩郡高根町 清里三、五四五 番地先(サンテ ラス「清水」前	七五〇	車両	終日	長坂	六一・九 ・一八 三四号
九七六	県道平 林青柳 線	南巨摩郡増穂町 最勝寺二四番 地の先(小沢 方)から西八代 郡市川大門町下 大鳥居八三番地 の先(下大鳥 居交差点)まで の両側	二、五五〇	車両	終日	市川	平成一七 年三月二 四日 告示第二 一号
九七六	県道平 林青柳 線	南巨摩郡増穂町 大久保五九三番 地の先(新道 橋北詰)から西 八代郡市川大門 町下大鳥居八三 番地の先(下 大鳥居交差点) までの両側	三、六〇〇	車両	終日	市川	平成一七 年三月二 六日 告示第三 四号
九七四	削除					南ア ルブ	平成一七 年三月二 四日 告示第二 一号

九九六	町道 田富玉 線	中巨摩郡玉穂町 極楽寺一、〇八 一番地先(大津 橋西詰)から中 巨摩郡玉穂町下 河東二、七二一 番地の先(一 之瀬利幸方所有 畑南西角)まで の両側	二、二九六	車両	終日	南甲 府	平五・四 ・一五 告示第 一六号
九九五	町道 中楯乙 黒線	中巨摩郡玉穂町 中楯八五番地の 一先(中央道力 ルバートボック ス甲府南三一南 詰交差点)から 中巨摩郡玉穂町 乙黒七三六番地 の先(乙黒交 差点)までの両 側	二、六五〇	車両	終日	南甲 府	六三・二 ・二九 六号
九八四	削除					長坂	平成一七 年三月二 四日 告示第二 一号
		国道一四一号线 との交差点)か ら北巨摩郡高根 町清里三、五四 五番地先(長野 県境)までの両 側					

一、〇二七	市道	甲府市湯村三丁目七番五号先(トエル湯村山西側)から甲府市湯村三丁目四番	一五〇	車両	終日	甲府	平成一七年三月二四日告示第一号
一、〇二七	市道	甲府市緑ヶ丘二丁目五番一〇号先(緑ヶ丘料理学園北側)から甲府市湯村三丁目四番三四号先(甲府信用金庫湯村支店西側)までの両側	一、一三〇	車両	終日	甲府	六二・一八二・二四号
九九六	町道 富玉穂 大津線	中巨摩郡玉穂町極楽寺一、〇八番地先(大津西橋西詰)から中巨摩郡玉穂町成島二、五〇四番地先(ふれあい広場西交差点)までの両側	二、六五〇	車両	七時から二時	南甲府	平成一七年三月二四日告示第一号
九九五	町道 中黒 橋乙線	中巨摩郡玉穂町中橋一、二九二番地の一先(中橋交差点)から中巨摩郡玉穂町乙黒七三六番地の一先(乙黒交差点)までの両側	二、三七〇	車両	七時から二時	南甲府	平成一七年三月二四日告示第一号

一、〇四七	村道	東八代郡豊富村高部一、九二一番地の一先(よつちゃん食品北東角)から東八代郡豊富村高部一、九二一番地の八先(県道塩山市川大門線との交差点)まで	二〇四二	町道 越渡御 敷線	南巨摩郡南部町万沢四、二三〇番地先(万沢中学校前)から南巨摩郡南部町万沢四、〇五六番地先(入月和雄方前)までの両側	二〇〇	車両	七時から二時	南部	平成一七年三月二四日告示第一号
一、〇四二	町道 越渡御 敷線	南巨摩郡富沢町万沢四、二三〇番地先(万沢中学校前)から南巨摩郡富沢町万沢四、〇五六番地先(入月和雄方前)までの両側	二〇〇	車両	終日	南部	六三・三一〇号			
三〇四七	信用金庫湯村支店(西側)までの両側		二八〇	車両	終日	南甲府	六三・三一〇号			

一、〇四八	公園管 理用道 路	の両側	五三〇	車両	終日	南甲 府	六三・六 ・二 一五号
		東八代郡中道町 下向山一、一二 六番地の一先 (風土記の丘公 園入口)から東 八代郡中道町下 向山一、二一五 番地の一先(公 衆トイレ)まで の両側					

一、〇四七	村道		二八〇	車両	七時 から 二〇時 まで	南甲 府	平成一七 年三月二 四日 告示第二 一号
一、〇四八	削除					南甲 府	平成一七 年三月二 四日 告示第二 一号
		東八代郡豊富村 高部一、九二一 番地の一五先(よ つちゃん食品 北東角)から東 八代郡豊富村高 部一、九二一番 地の八先(国道 一四〇号との交 差点)までの両 側					

一、〇五一	町道		三〇〇	車両	終日	長坂	六三・八 ・二二 二一号
		北巨摩郡高根町 清里三、五四五 番地先(国道一 四一号线との交 差点、レストラ ン「ヤマドリ」					

一、〇五二	町道 公園住 宅線		一八〇	車両	終日	鵜沢	六三・八 ・二二 二一号
		(から北巨摩郡 高根町清里三、 五四五番地先(み やげ店「千草 」前)までの両 側					
		南巨摩郡増穂町 青柳町一〇二番 地先(石川理容 店北側)から南 巨摩郡増穂町青 柳町地内(諸角 駐車場)までの 両側					

一、〇五一	削除					長坂	平成一七 年三月二 四日 告示第二 一号
一、〇五二	削除					鵜沢	平成一七 年三月二 四日 告示第二 一号

一、〇五四	市道		九〇	車両	終日	葦崎	六三・一 ・一一 〇 二八号
		葦崎市水神一丁 目三番一先 (勤労青少年セ ンター)から葦 崎市水神一丁目 二番二号先(市 川泰寿方)まで の両側					

一、〇五四	市道	九〇	車両	七時 から 二時 まで	荏崎	平成一七 年三月二 四日 告示第二 一号
荏崎市水神一丁目三番一先(市役所駐車場)から荏崎市水神一丁目二番二先(市川方)までの両側						

一、〇五六	町道 新田 諏訪線	三三七	車両	終日	上野 原	六三・一 一・一〇 二八号
北都留郡上野原町新田七九五番地先(大阪屋商店南側)から北都留郡上野原町新田一、〇九八番地先(県道松留新田線との交差点)までの両側						

一、〇五六	削除				上野 原	平成一七 年三月二 四日 告示第二 一号
-------	----	--	--	--	---------	----------------------------------

一、〇七八	市道 金山 社入口 線	一五〇	車両	終日	都留	平元・一 一・二 三三三号
都留市上谷五丁目四番一、二号先(渡辺油店)から都留市上谷六丁目七番八号先(中央商事都留営業所)までの						

一、〇七八	削除				都留	平成一七 年三月二 四日 告示第二 一号
両側						

一、〇九八	村道 川線	二、二〇〇	車両	終日	長坂	平成一四 年九月一 二日 告示第四 九号
北巨摩郡大泉村西井出二、四五四番地の四先(山田吉野方前)から北巨摩郡大泉村西井出九、〇三八番地先(千野齒科技工所南交差点)までの両側						

一、〇九八	削除				長坂	平成一七 年三月二 四日 告示第二 一号
-------	----	--	--	--	----	----------------------------------

一、一〇〇	町道 下念 朝日 線	五〇〇	車両	終日	長坂	平二・一 〇・一五 二七号
北巨摩郡高根町清里三、五四五番地先(清里駅前通り「ミルクポット」前)から北巨摩郡高根町清里三、五四						

一、一〇七	一、一〇六	一、一〇五	一、一〇〇
美し森	工業団地一〇号線	胎内線	削除
北巨摩郡高根町 清里三、五四五	甲府市宮原町八 九四番地の一先 (国母工業団地 東交差点)から 中巨摩郡昭和町 紙漕阿原一、〇 一七番地先(国 母公園管理事務 所北西角)まで の両側	南都留郡河口湖 町船津字三の段 六、六二番地 の二先(町道船 津登山道線との 交差点)から富 士吉田市上吉田 六、五〇一 番地の二先(県道富 士上吉田線との 交差点)までの 両側	五番地先(八ヶ 岳少年自然の家 入口)までの両 側
二、四五〇	五〇〇	二、一三九	
車両	車両	車両	
終日	終日	七時 から 二時 まで	
長坂	府南 甲	富士 吉田	長坂
平三・一 ・一七	平三・一 ・一七 一号	平八・一 〇・一七 告示 第四七号	平成一七 年三月二 四日 告示第二 一号

一、一三三	一、一〇七	一、一〇六	一、一〇五
県道	削除	削除	削除
高瀬富 沢線 大向富 沢線			清里線
南巨摩郡富沢町 富士四、四五八 番地先(三角理 容店交差点)か ら南巨摩郡富沢 町富士五、〇八 一番地先(下阜 月橋東詰交差点 )までの両側			番地先(レスト ラン「アゼリア 」南)から北巨 摩郡大泉村西井 出字石堂八、二 四〇番地の二先 (県道終点)ま での両側
一、〇〇〇			
車両			
終日			
南部	長坂	府南 甲	富士 吉田
平九・一 〇・六 告示 第四八号	平成一七 年三月二 四日 告示第二 一号	平成一七 年三月二 四日 告示第二 一号	平成一七 年三月二 四日 告示第二 一号

を

一、一五一	町道	中巨摩郡玉穂町 中橋一、四五三	七六〇	車両	七時から	南甲府	平成一七年三月二
-------	----	--------------------	-----	----	------	-----	----------

一、一五二	町道	中巨摩郡玉穂町 成島二、四八七 番地の一先(山 本保方所有畑前 交差点)から中 巨摩郡玉穂町下 三条八〇七番地 の四先(鷹野芳 子方所有畑前交 差点)までの両 側	一、五四四	車両	終日	南甲府	平六・一 二・一五 告示 第五七号
一、一五二	町道	中巨摩郡玉穂町 中橋一、四五三 番地の一先(魚 清寿司)から中 巨摩郡玉穂町若 宮五〇番地の一 先(シヨッピン グセンター・イ ツモア)までの 両側	七六〇	車両	終日	南甲府	平六・一 二・一五 告示 第五七号

に

一、一三二	県道高 瀬富士 線 県道大 向富士 線	南巨摩郡南部町 富士四、四五八 番地先(三角理 容店交差点)か ら南巨摩郡南部 町富士四、四九 二番地先(菊屋 商店)までの両 側	二〇〇	車両	終日	南部	平成一七 年三月二 四日 告示第二 一号
-------	------------------------------------	---	-----	----	----	----	----------------------------------

を

を

一、一六八	削除					南ア ルブス	平成一七 年三月二 四日 告示第二 一号
-------	----	--	--	--	--	-----------	----------------------------------

に

一、一六八	町道 白根南 線北一 号	中巨摩郡白根町 飯野三、四六六 番地の三先(飯 野キク工方所有 空地東側)から 中巨摩郡白根町 飯野三、六一一 番地の二三先(早 川とら乃方西 側)までの両側	四八〇	車両	終日	小笠原	平七・八 ・一四 告示 第四九号
-------	-----------------------	--	-----	----	----	-----	---------------------------

一、一五二	町道	中巨摩郡玉穂町 成島二、五〇四 番地先(ふれあ い広場西交差点 )から中巨摩郡 玉穂町下三条八 〇七番地の二先 (小松方南西交 差点)までの両 側	一、五四〇	車両	七時から 二時 まで	南甲府	平成一七 年三月二 四日 告示第二 一号
一、一五二	町道	番地の一先(魚 清寿司)から中 巨摩郡玉穂町若 宮五〇番地の一 先(シヨッピン グセンター・イ ツモア)までの 両側			二時 まで		四日 告示第二 一号

一、二八五	国道三〇〇号 (旧道)	西八代郡下部町中之倉一九三番地先(中之倉橋東側交差点)から西八代郡下部町古関五一五番地の一先(古関橋西側交差点)までの両側	一、五七〇	車両	終日	市川	平成一四年四月二五日 告示第二二号
-------	----------------	---	-------	----	----	----	----------------------

一、二八五	削除					市川	平成一七年三月二四日 告示第二一号
-------	----	--	--	--	--	----	----------------------

一、二九〇	県道三崎増富線	葦崎市藤井町駒井二、七八〇番地先(駒井交差点)から北巨摩郡須玉町江草四、九一七番地先(孫目橋北詰)までの両側	一、一六〇	車両	終日	葦崎	平成一四年九月一二日 告示第四九号
-------	---------	--	-------	----	----	----	----------------------

一、二九〇	削除					葦崎	平成一七年三月二四日 告示第二一号
-------	----	--	--	--	--	----	----------------------

一、二九四	町道	南巨摩郡身延町波木井七四番地先(身延鉄工所北交差点)から南巨摩郡身延町波木井八三番地先(伊藤方北交差点)までの両側	一一〇	車両	終日	南部	平成一四年一〇月一〇日 告示第五七号
-------	----	---	-----	----	----	----	-----------------------

一、二九四	削除					南部	平成一七年三月二四日 告示第二一号
-------	----	--	--	--	--	----	----------------------

一、二九八	村道二〇六二号線(シルクライオン)	東八代郡豊富村高部六一四番地の一先(シルクライオン入口交差点)から東八代郡豊富村木原五、六番地先(榎番場製鋸所山梨工場西側交差点)までの両側	二、二〇〇	車両	終日	南甲府	平成一四年一月二八日 告示第七三三号
-------	-------------------	--	-------	----	----	-----	-----------------------

一、二九八	削除					南甲府	平成一七年三月二四日 告示第二一号
-------	----	--	--	--	--	-----	----------------------

一、三三八	市道	塩山市上於曾一、二三四番地先(町屋交差点)から塩山市赤尾	七二三	車両	終日	塩山	平成一七年二月一日 告示第七
一、三三八	市道	塩山市上於曾一、二三四番地先(町屋交差点)から塩山市赤尾二二四番地三先(赤尾バイパスとの丁字路交差点)までの両側	七二三	車両	終日	塩山	平成一七年二月一日 告示第七
一、三〇五	削除					府南甲	平成一七年三月二四日 告示第二一号
一、三〇五	村道四〇七〇号線	東八代郡豊富村木原三九六番地の一先(県道甲府玉穂中道線との十字路交差点)から東八代郡豊富村大鳥居一、五二九番地の一先(シルクの里公園内与一弓道場東側)までの両側	一、五一〇	車両	終日	府南甲	平成一五年七月二四日 告示第五一号

一、三三三二	県道万力小屋敷線	塩山市上塩後二四〇番地先(塩山市民文化会館)から山梨市小原西七四九番地先(小原西交差点)までの両側	四、四〇〇	車両	六時から六時三十分まで	日下部 塩山	平成一七年三月二四日 告示第二一号
一、三三三一	県道甲府昇仙峡線	甲府市山宮町四六八番地先(金石橋東詰)から甲府市平瀬町三〇九九番地先(JA甲府市千代田支所北東交差点)までの両側	六、五〇〇	車両	六時から二時まで	甲府	平成一七年三月二四日 告示第二一号
一、三三三〇	県道天神平甲府線	甲府市和田町二、九六八番地先(花園病院)から甲府市平瀬町三、〇九九番地先(JA甲府市千代田支所北東交差点)までの両側	四、一〇〇	車両	六時から二時まで	甲府	平成一七年三月二四日 告示第二一号
一、三三二九	県道愛宕山公園線	甲府市東光寺町の一先(こども園の入口交差点)から甲府市岩窪町五三三番地一先(つつじが崎霊園管理事務所)までの両側	四、一〇〇	車両	六時から二時まで	甲府	平成一七年三月二四日 告示第二一号

一、三三三	市道東 桂古川 渡線（ 中央道 側道）	都留市川棚六一 四番地先（谷村 パークングエリ ア入口より北東 約一七〇メートル 先）から都留 市十日市場一四 五番地先（ひし やくながれ橋よ り南西約六〇メ ートル先）まで の両側	一、七〇〇	車両	終日	都留	平成一七 年三月二 四日 告示第二 一号
-------	---------------------------------	--	-------	----	----	----	----------------------------------

に改める。  
別表第十八中

一	県道 甲府昇 仙峡線	甲府市猪狩町一 、三三八番地先 （静観橋西詰） から甲府市猪狩 町四二五番地先 （滝沢安平方） までの両側	四五〇	車両	終日	甲府	四九・四 一六号
---	------------------	---	-----	----	----	----	-------------

一	県道甲 府昇仙 峡線	甲府市猪狩町一 、三三八番地先 （静観橋西詰） から甲府市猪狩 町四二五番地先 （新静観橋西詰 ）までの両側	四五〇	車両	六時 から 二時 まで	甲府	平成一七 年三月二 四日 告示第二 一号
---	------------------	--	-----	----	----------------------	----	----------------------------------

六四	県道 嶺形 豊富線	中巨摩郡田富町 白井阿原一、六 四一番地の七先	二二〇	車両	終日	南甲 府	平成一三 年一二月 二七日
----	-----------------	-------------------------------	-----	----	----	---------	---------------------

（新山 梨環状 道路田 富西ラ ンブ内 オフラ ンブウ エイ）	（内回り本線分 離部）から中巨 摩郡田富町山之 神三、五三四番 地の一先（田富 西ランプ交差点 ）まで	告示第五 五号
--	---	------------

六四	削除	南甲 府	平成一七 年三月二 四日 告示第二 一号
----	----	---------	----------------------------------

に改める。

### その他

#### 山梨県立看護大学学内規程第二十八号

山梨県立看護大学行政文書管理規程を廃止する規程を次のように定める。

平成十七年三月二十四日

山梨県立看護大学  
学長 林

滋 子

山梨県立看護大学行政文書管理規程を廃止する規程

山梨県立看護大学行政文書管理規程 平成十二年山梨県立看護大学学内規程第十六号）  
は、廃止する。

#### 附 則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

#### 山梨県立看護大学短期大学部学内規程第二十二号

山梨県立看護大学短期大学部行政文書管理規程を廃止する規程を次のように定める。

平成十七年三月二十四日

山梨県立看護大学短期大学部  
学長 林

滋 子

山梨県立看護大学短期大学部行政文書管理規程を廃止する規程

山梨県立看護大学短期大学部行政文書管理規程（平成十二年山梨県立看護大学短期大学部学内規程第十八号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番